

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の期待は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、公益的機能の発揮を中心として多岐にわたっている(資料Ⅳ－2)。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、民有林との一体的な整備・保全を実施し、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料Ⅳ－3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより、その機能を発揮するものと位置付けている。

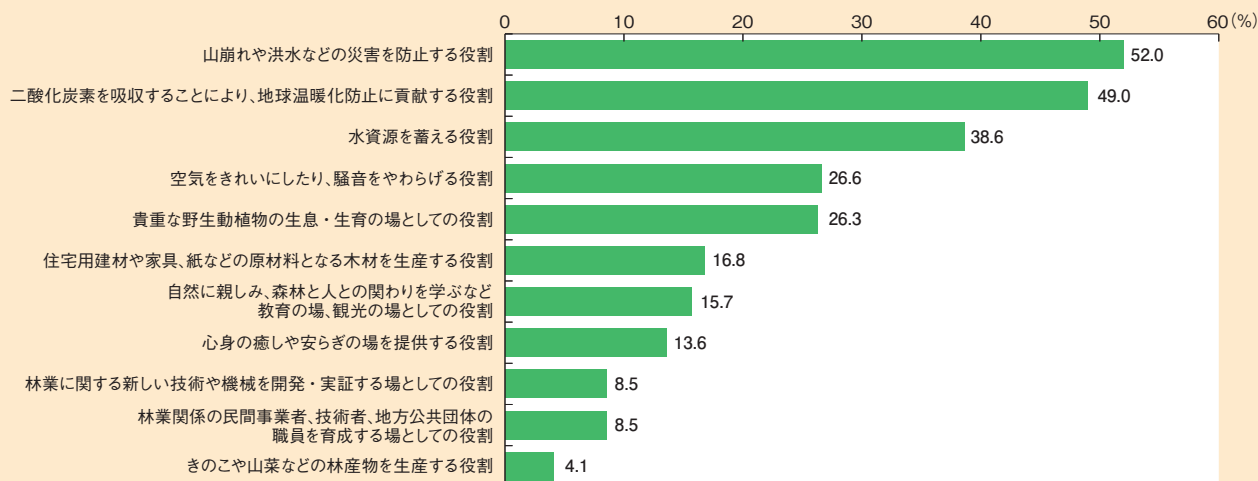
国有林野においては、森林資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な更新に取り組むとともに、森林生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていくなど、機能に応じた多様で健全な森林づくりが必要である。このため、同一空間内、あるいは一定の範囲内における小面積・モザイク的配置からなる複層林や針広混交林へと誘導していく施業、伐採年齢

資料Ⅳ－3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 147万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 171万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 47万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養 ^{かん} タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、令和2(2020)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅳ－2 国有林が果たすべき役割(複数回答3つまで)



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和元(2019)年10月)

の長期化等に取り組んでいる(事例Ⅳ－１)。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和元(2019)年度末現在で国有林野面積の約9割に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の整備や災害からの復旧、保安林の整備等を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、令和2(2020)年度においては、17県22地区の民有林でこれらの事業を実施した。さらに、令和2(2020)年7月に発生した「令和2年7月豪雨」において、熊本県^{あしきた}芦北地区の民有林では、甚大な被害が発生したことを踏まえ、同年10月から「特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」を行った^{*2}。

また、民有林と国有林との間での事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的に開催するとともに、民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している

事例Ⅳ－１ 天然力を活用した森林づくりに係る人材育成等の取組

関東森林管理局は、公益的機能の発揮に向け、複層林化、天然力を活用した^{しんこうこんこうりん か}針広混交林化等の多様な森林づくりやこれらを推進するための人材育成に取り組んでいる。

天然力を活用した森林づくりにおいては、前生稚樹の有無、種子供給源からの距離、光環境、地形、土壌など多くの要因が影響することから、天然力の活用可否を現地の状況から判断する技術を学ぶ機会を設けている。

具体的には、平成15(2003)年に猛禽類の餌場の創出のために試験的に^{ぐんじょうばっさい}群状伐採を実施した利根沼田森林管理署管内のヒノキ人工林(群馬県川場村^{かわばむら}) (4.8ha)を研修フィールドとして、平成26(2014)年度から毎年度、国有林職員と都県職員等を対象に広葉樹林化技術に関する研修を実施しており、これまでに延べ155名が受講している。

受講生は、地形や林況が異なる10か所のギャップ(群状伐採箇所)について、森林現況と過去の定点写真等の情報とを比較し、更新樹種や成長経過を観察・確認することで、広葉樹の天然更新に必要な条件等を学んでいる。

今後も、引き続き研修等を通じて民有林・国有林の現状や課題の共有、意見交換を行いながら、その知見を活かして、天然力を活用した多様な森林づくりを進めていくこととしている。



受講生が林内のギャップとその周辺を
観察・確認する様子



林内ギャップの経年変化の様子
(左:平成26(2014)年5月19日撮影、右:令和2(2020)年5月25日撮影)

*2 「令和2年7月豪雨」及び「特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」については、トピックス5(7ページ)も参照。

地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林野内の被害状況を速やかに調査する一方で、被災した地方公共団体に対する調査職員の派遣や、ヘリコプターによる広域的な被害状況の調査など、早期復旧に向けた迅速な対応に加え、地域住民の安全・安心の確保のための取組を通して、地域への協力・支援に取り組んでいる（事例Ⅳ－２）。

（路網整備の推進）

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を、それぞれの役割や自然条件、

作業システム等に応じて組み合わせた路網整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、令和元（2019）年度末における路線数は1万3,399路線、総延長は4万5,943kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。また、橋梁等の施設について、長寿命化を図るため、点検、補修等に関する計画の策定を進めている。

さらに、民有林と国有林が近接する地域においては、民有林と連携して計画的かつ効率的な路網整備

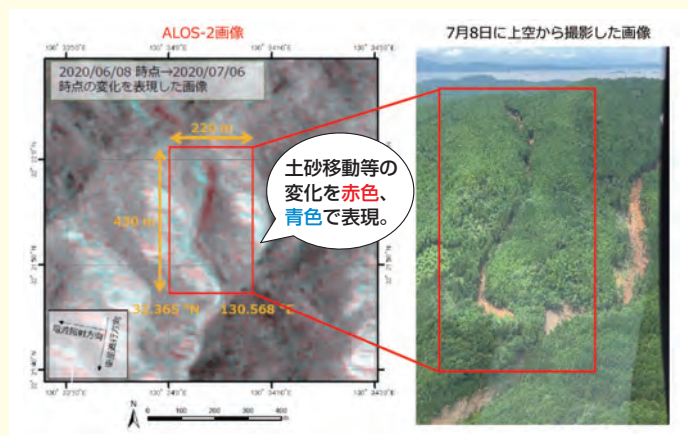
事例Ⅳ－２ 「令和２年７月豪雨」における国有林の取組

「令和２年７月豪雨」においては、九州地方や岐阜県周辺で記録的な大雨となり、山崩れ等の山地災害が多数発生し、林道施設も大きな被害を受けた。

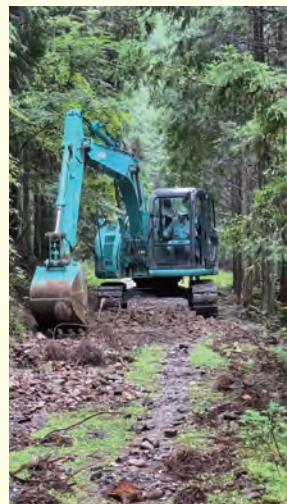
山地災害の発生状況や被害状況の確認のため、林野庁は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定に基づき、陸域観測技術衛星「だいち２号（ALOS-2）」による緊急観測を依頼し、熊本県及び岐阜県の現地確認が容易でない箇所における土砂移動に関するデータ等の提供を受けた。当データを地方公共団体に情報共有するとともに、山地災害の発生箇所の推定や、ヘリコプター調査の飛行計画の作成に活用し、迅速に調査を実施することができた。

また、林野庁は、令和元（2019）年度に、携帯通信会社の通信エリア圏外でも調査箇所の位置情報等を取得でき、地理情報システム（GIS）に反映できるアプリケーションを開発した。本災害におけるヘリコプター調査の際に、これを活用することで、従来よりも短期間で、地図上の被害箇所を把握することができた。

また、本災害においては、熊本県内の国道219号や橋梁が被災し、熊本県球磨村の大無田集落等が一時孤立状態となった。これを受けて九州森林管理局は、熊本県等と調整の上、国有林林道を代替路として利用できるよう整備することにより、橋梁等の復旧までの間、生活物資の運搬や地域間の往来を可能にし、孤立集落の解消に貢献した。



JAXAの調査結果とヘリコプター調査の比較
（画像提供：JAXA）



代替路整備の様子

を行っている。

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。令和元(2019)年度には、全国の国有林野で約10万haの間伐を実施した(資料Ⅳ-4)。

また、今後、資源の充実に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、主伐後の確実な再生林に取り組むこととしている。令和元(2019)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約1.1万haとなっている。

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進に加え、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、林道施設や治山施設の森林土木工事等において、間伐材等を資材として積極的に利用している。令和元(2019)年度には、林道施設で約0.4万㎡、治山施設で約3.1万㎡の木材・木製品を使用した。また、老朽化が進んだ森林管理署等の庁舎についても、原則として木造建築物による建て替えを進めている。

(ウ)生物多様性の保全

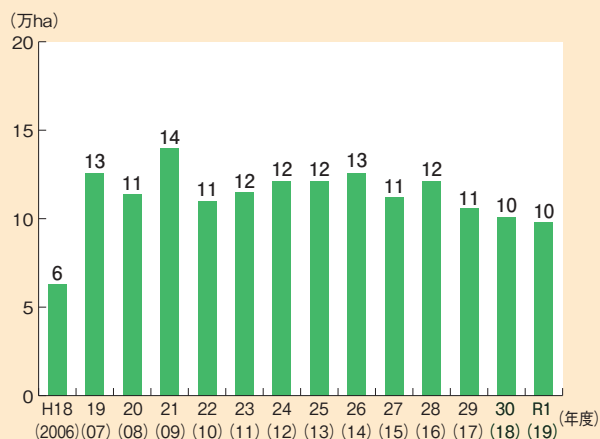
(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じ森林生態系の状況を把握し、順応的な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいる。これらの取組は、平成24(2012)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」にも、生物多様性の

保全と持続的な利用を実現するための具体的施策として位置付けられている。

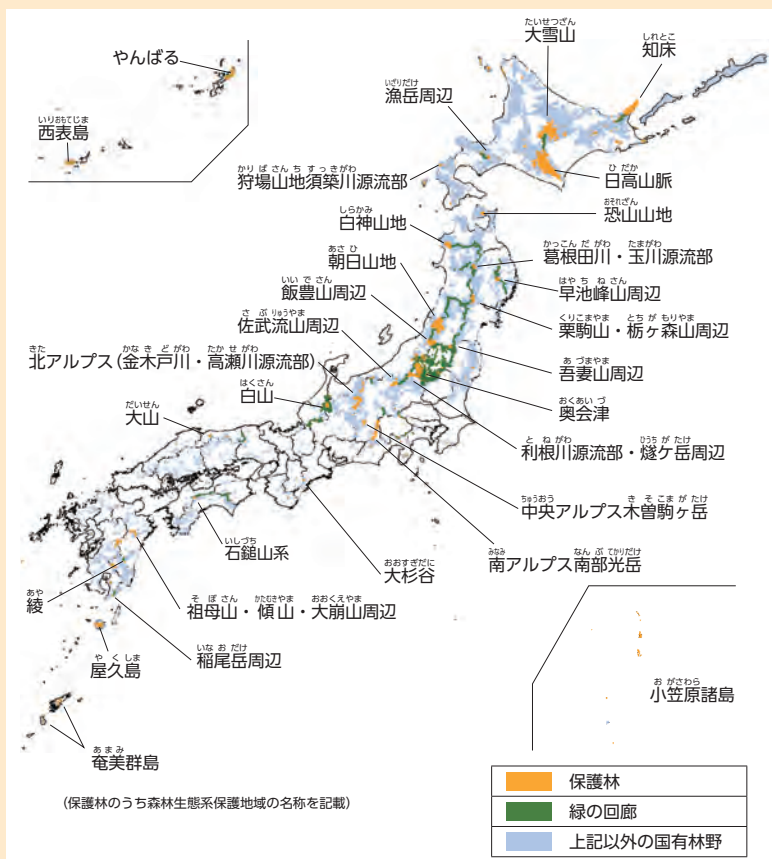
各森林管理局の森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等では、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、

資料Ⅳ-4 国有林野における間伐面積の推移



資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、林野庁「森林・林業統計要覧」

資料Ⅳ-5 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：令和2(2020)年4月1日現在。
資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

希少な野生生物の保護等の取組を進めている（事例Ⅳ－3）。また、登山利用等による来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

（保護林の設定）

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定している（資料Ⅳ－5）。令和2（2020）年4月現在の保護林の設定箇所数は661か所、設定面積は97.8万haとなっており、国有林野面積の13%を占めている。

これらの保護林では、森林の厳格な保護・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関す

る定期的なモニタリング調査を実施して、森林生態系等の保護・管理や区域の見直し等に役立てている。

（緑の回廊の設定）

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝子多様性を確保することを目的として、民有林関係者とも連携しつつ、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。令和2（2020）年4月現在、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.4万haであり、国有林野面積の8%を占めている。

これらの緑の回廊では、野生生物の保護等のための巡視、モニタリング調査、生育・生息環境の保全・整備等を研究機関、自然保護団体等の参加・協力も得て実施している。

事例Ⅳ－3 蔵王地域のアオモリトドマツ林再生に向けた取組

山形県と宮城県にまたがる蔵王地域では、アオモリトドマツが大面積を占めており、それらが冬に形作る「樹氷」は同地域の貴重な観光資源にもなっている。しかし、平成25（2013）年以降、山形県側の標高約1,600m付近の国有林において、蛾やキクイムシ被害等によるアオモリトドマツの樹勢衰退や枯損が見られるようになり、平成29（2017）年度には、宮城県側でも立ち枯れ被害が確認された。東北森林管理局では、枯損状況を把握・分析し、今後の対応等を検討するため、平成26（2014）年から関係自治体や研究機関等と検討会を開催し、被害状況の共有化等、アオモリトドマツ林の再生に向けた取組を行っている。

山形県側では令和元（2019）年から山形森林管理署（山形県寒河江市）が、被害が顕著な箇所に、被害が少ない標高1,300～1,400m付近に生育するアオモリトドマツの実生の山引き苗^注の試験的な移植を実施している。また、令和2（2020）年度からはポット苗の育苗試験にも取り組んでいる。

宮城県側でも仙台森林管理署（宮城県仙台市）が、厳しい気象のため人が育てた苗木の生育が困難な箇所において、同様の気象条件下で自生する実生の山引き苗を用いて移植試験を実施している。

同局では、今後も引き続き関係機関と協力し、検討会での両県における情報交換等を基にアオモリトドマツ林再生に取り組むこととしている。

注：母樹となる木から落ちた種から発生した苗。



樹氷



ポット苗による育苗実験

（世界遺産等における森林の保護・管理）

世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産^{*3}は、その陸域のほぼ全域（95%）が国有林野である（資料Ⅳ－6）。国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを世界自然遺産の保護措置の対象となっている「森林生態系保護地域」（保護林の一種）に設定し、厳格な保護・管理に努めるとともに、世界自然遺産登録地域を、関係する機関とともに管理計画等に基づき適切に保護・管理しており、外来植物の駆除や植生の回復事業、希少種保護のための巡視等を行っている（事例Ⅳ－4）。例えば、「白神山地」（青森県及び秋田県）の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシ

力について、環境省と連携し、センサーカメラによるモニタリングを実施している。「小笠原諸島」（東京都）の国有林野では、アカギやモクマオウなど外来植物の駆除を実施し、小笠原諸島固有の森林生態

資料Ⅳ－6 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野 の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
計	82,776	78,390	95%

資料：林野庁経営企画課調べ。

事例Ⅳ－4 知床世界自然遺産地域におけるエゾシカ対策の取組

令和2（2020）年で世界自然遺産への登録15周年を迎えた知床では、エゾシカが高い生息密度で生息し、樹木の皮を剥ぐなど森林植生への被害により、遺産地域の生態系や生物多様性に重大な影響を及ぼしている。

このため、平成18（2006）年から、環境省、林野庁及び北海道の三者が相互に連携し、遺産地域の生態系に及ぼす影響の低減を目的として、エゾシカの保護管理対策に取り組んでいる。また、知床半島のエゾシカの分布は遺産地域に限らずその周辺まで及ぶことから、地元自治体とも連携して遺産地域と隣接した地域まで含めた統一的な対策を進めている。

北海道森林管理局では、この管理体制の下で、大型囲いわなやくりわな等によってエゾシカを捕獲し、森林植生への被害防止に取り組むとともに、エゾシカの被害が植生に及ぼす影響や対策の効果を把握するため、継続的な調査を行っている。また、捕獲したエゾシカは速やかに地元の食肉加工施設に運び込み、ジビエ等に利用して地域資源の有効な活用にも努めている。

これらの取組は、「知床世界自然遺産地域科学委員会」の下に設置された作業部会において、学識経験者からの評価を受けるとともに、科学的な観点からの助言を得ながら効果的な取組となるよう進められている。

知床半島全体のエゾシカの生息数は全体的に減少傾向にあり、一部地域では植生の回復がみられる。しかし、依然として高い生息密度の状態が続く地域もあることから、引き続き関係行政機関、関係団体等と十分な合意形成を図りながら対策を進めていくこととしている。



エゾシカによる樹皮はぎ



遠音別地区の植生回復状況

（左：平成24（2012）年撮影、右：令和2（2020）年撮影）

^{*3} 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」（北海道）、「白神山地」（青森県及び秋田県）、「小笠原諸島」（東京都）及び「屋久島」（鹿児島県）の4地域となっている。

系の修復に取り組んでいる。また、平成31(2019)年2月に自然遺産として世界遺産一覧表へ記載するための推薦書をユネスコに再提出した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」についても、その推薦区域の約7割が国有林野である。国有林野事業では、推薦区域の生物多様性の保全を図るため、国有林野のほとんどを森林生態系保護地域に設定し、関係する機関と連携して、イリオモテヤマネコ等の希少種保護のための巡視や、ギンネム等の外来植物の分布状況調査及び駆除等に取り組んでいる。

このほか、世界文化遺産についても、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)等、

その構成資産等に国有林野が含まれるものが少ない。国有林野事業では、これらの国有林野についても厳格な保護・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

さらに、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島県の宮島における約4,800haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*4}」に所在する国有林野については、「森林生態系保護地域」を始めとし

事例Ⅳ－5 獣害防護柵を用いたノウサギ被害防止の取組

四国森林管理局管内の国有林では、近年、造林地におけるノウサギによる苗木への食害が増加してきており、この対策が急務となっている。

一方、ノウサギ被害対策に関する研究は近年ほとんど行われていなかったことから、同局では、これまでに蓄積されてきた知見の整理・検証を行うとともに、有効な対策手法の研究開発に取り組んでいる。

従来の国有林野における森林被害対策は、ニホンジカを対象として安価で侵入防止効果がある10cmの編み目の防護柵を設置していた。

しかし、高知中部森林管理署(高知県香美市)では、編み目を通り抜けたノウサギによる甚大な被害を受け、防護柵の改良に向けて編み目の大きさが異なる3タイプ(10cm、5cm、防護柵なし)のプロットを設け、それぞれのノウサギの侵入防止効果を検証した。その結果、ノウサギには5cmの編み目で効果が高く、被害が減少することが分かった。これを踏まえ、ノウサギが多い地区では、作業効率とコスト面を考慮して、防護柵の下部にはノウサギ対策として5cmの編み目、上部にはニホンジカ対策として安価な10cmの編み目を組み合わせた防護柵を導入した。

また、同局の森林技術・支援センターでは、警戒心の強いノウサギの効果的な捕獲方法を検討するため、従来のくくりわなの改良や箱わなを試作するなど有効性の高い捕獲方法の開発にも取り組んでおり、国有林野事業の現場での実践に向けて、今後も引き続き検討を進めていくこととしている。



ノウサギによる噛み切り被害の痕



こじゃんと3号(箱わな)で捕獲

^{*4} ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。第1章第3節(3)97-98ページを参照。

た保護林や緑の回廊に設定することなどにより、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目指す地方公共団体等の取組に貢献している。

（希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策）

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持、改善等に取り組んでいる。一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物等、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、国有林野事業では、野生鳥獣による森林被害対策として、防護柵の設置、被害箇所の回復措置を実施するとともに、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員によるくくりわな等による捕獲、奥地天然林における捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、猟友会等と連携した捕獲推進体制の構築等に取り組んでいる（事例Ⅳ－５）。

また、地域における農林業被害の軽減・防止に貢献するため、捕獲鳥獣のジビエ利用、わなの貸与等の捕獲への協力も行っている。

（自然再生の取組）

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣や、松くい虫等の病害虫、強風や雷等の自然現象によって被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。

また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行うため、環境省や都道府

県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「自然再生事業実施計画^{*5}」や「生態系維持回復事業計画^{*6}」を策定し、連携した取組を進めている。

（Ⅰ）民有林との一体的な整備・保全

（公益的機能維持増進協定の推進）

国有林野に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益

資料Ⅳ－７ 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森 林 管理局	協定区域の 管轄署等	協定 数	協定面積 (ha)
森林整備 (間伐) の実施	東北	上小阿仁支署	1	31
		仙台森林管理署	1	7
	関東	天竜森林管理署	2	60
		塩那森林管理署	1	24
		茨城森林管理署	2	65
		日光森林管理署	4	231
	中部	北信森林管理署	2	27
	近畿中国	奈良森林管理事務所	1	27
		広島北部森林管理署	1	14
	四国	嶺北森林管理署	1	47
外来種の 駆除	九州	鹿児島森林管理署	1	38
		北薩森林管理署	1	21
	九州	屋久島森林管理署	1	1
計			20	595

注 1：計の不一致は四捨五入による。

2：令和2（2020）年3月末現在の状況。

3：協定数20のうち、上小阿仁支署、天竜署1か所、日光署2か所、奈良所、嶺北署、鹿児島署、関東局（局直轄）、屋久島署の協定は終了している。

資料：林野庁経営企画課調べ。

^{*5} 「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

^{*6} 「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

的機能維持増進協定制度」が、平成25(2013)年度に開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接・介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実施や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向け、民有林所有者等との合意形成を進めており、令和2(2020)年3月末現在までに20か所(595ha)の協定が締結された(資料Ⅳ-7)。

(2) 林業の成長産業化への貢献

現在、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成を始め、林業の成長産業化に向けた取組の推進が課題となっている。このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用し、多様な森林整備を積極的に推進する中で、森林施業の低コス

ト化を進めるとともに、民有林関係者等と連携した施業の推進、施業集約化への支援、林業事業者や森林・林業技術者等の育成及び林産物の安定供給等に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及)

国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活かし、植栽本数や下刈り回数・方法の見直し、ICT(情報通信技術)等を活用した効率的な森林管理、シカ防護対策の効率化、早生樹の導入等による林業の低コスト化等に向け、先駆的な技術等について各森林管理局が中心となり、地域の研究機関等と連携しつつ事業レベルでの試行を進めている(事例Ⅳ-6)。さらに、現地検討会等の開催による地域の林業関係者との情報交換や、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じ

事例Ⅳ-6 ドローンを活用したシカ防護柵等の資材運搬の取組

四国森林管理局^{あき}安芸森林管理署(高知県安芸市)が所在する高知県東部は、地形が急峻であり、森林作業道の設けに適さない林分が多いことから、伐採作業への車両系林業機械の導入が難しく、造林作業への活用も進みにくい地域である。このため、人力による作業の比重が大きくなっており、林業従事者の減少と高齢化が進む中で労働負荷の軽減は大きな課題となっている。

このような状況の中、ニホンジカの生息数増加に伴う食害防止のため、主伐後の再造林に際してシカ防護柵の設置が不可欠となっているが、ネットや支柱などの資材を作業箇所へ人力で運搬しなければならないことが大きな負担となっており、改善の必要があった。

そこで、同署管内の国有林における森林整備事業において、高知県^{うまじむら}馬路村の林業事業者である「株式会社エコアス馬路村」は、大型ドローンを活用し、防護柵延長3.5kmの資材の運搬を機械力で行う試行的な取組を行った。この結果、現場での労力が大幅に軽減されるとともに作業時間が短縮され、作業の効率化が図られた。

同署では、このような先進的な取組等について現地検討会を開催し、地域の林業関係者への普及に努めており、今後も関係者と連携しながら、ドローンを活用した作業効率化の普及と林業技術者の育成に取り組むこととしている。



ドローンによる資材運搬の様子

た低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行うなど、民有林における普及と定着に努めている(資料Ⅳ－8)。令和元(2019)年6月から、国有林において行う技術開発の成果を、体系的に整理しデータベース化した「国有林野事業技術開発総合ポータルサイト」を公開し、国有林野の管理経営に役立てるとともに、森林・林業・木材産業関係者等への情報発信に取り組んでいる。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の長さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム^{*7}」の普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、令和元(2019)年度には3,360haでコンテナ苗を植栽し(資料Ⅳ－9)、1,078haで伐採と造林の一貫作業を実施した(資料Ⅳ－10)。

これらの植栽を通じて、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、技術的課題の把握、使用方法の改善等に取り組んでいる。

また、近年、森林・林業分野でも活用が期待されている、効率的に上空から森林の状況把握を行うことのできるドローンについて、山地災害の被害状況及び事業予定のある森林の概況の調査等への活用や実証に取り組んでいる。

(民有林と連携した施業)

国有林野事業では、地域における施業集約化の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

令和2(2020)年3月末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は167か所、設定面積は約43万ha(うち国有林野は約23万ha)となっている(資料Ⅳ－11、事例Ⅳ－7)。

(林業事業体及び森林・林業技術者等の育成)

国有林野事業は、国内最大の森林を管理する事業

発注者であるという特性を活かし、林業事業体への事業の発注を通じてその経営能力の向上等を促すこととしている。

資料Ⅳ－8 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

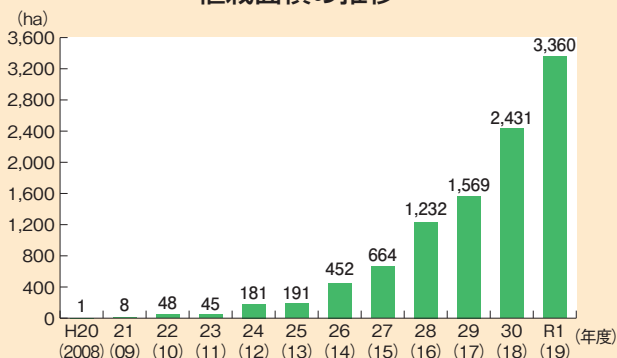
区 分	実施状況
実施回数	295回
延べ参加人数	10,699人
うち民有林関係者	4,540人

注1：令和元(2019)年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

注2：民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

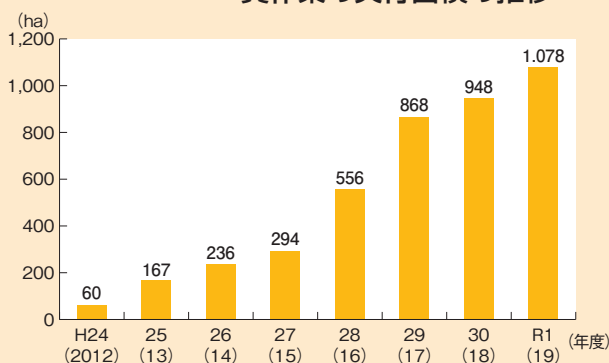
資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅳ－9 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

資料Ⅳ－10 国有林野における伐採と造林の一貫作業の実行面積の推移



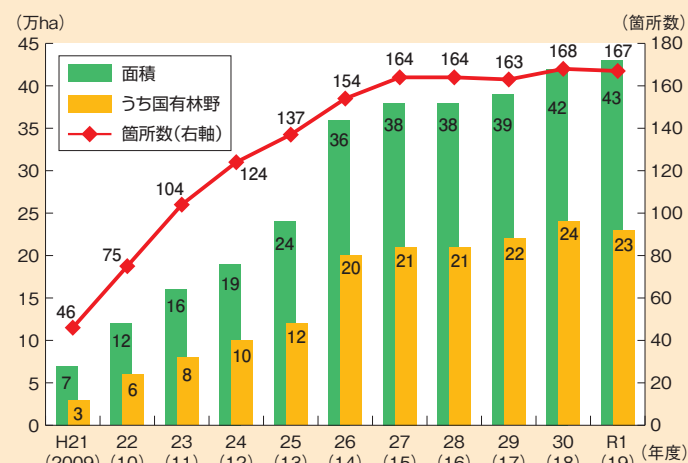
資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*7 伐採と造林の一貫作業システムについては、特集1第2節(2)31-32ページを参照。

具体的には、総合評価落札方式や2か年又は3か年の複数年契約、事業成績評価制度の活用等により、林業事業体の創意工夫を促進している。このほか、作業システムや路網の作設に関する現地検討会の開催により、林業事業体の能力向上や技術者の育成を支援するとともに、市町村単位での今後5年間の伐採量の公表や森林整備及び素材生産の発注情報を都道府県等と連携して公表することにより、林業事業体の事業展開に効果的な情報発信に取り組んでいる。

また、近年、都道府県や市町村の林務担当職員の不在、森林・林業に関する専門知識の不足等の課題がある中、国有林野事業の職員は、森林・林業の専門家として、地域において指導的な役割を果たすことが期

資料Ⅳ－１１ 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字であり、事業が終了したものは含まない。平成30(2018)年度に4か所で事業が終了し、令和元(2019)年度に新たに3か所で森林共同施業団地を設定(0.9万haうち国有林0.7万ha)して事業を開始。

資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例Ⅳ－７ 森林共同施業団地における民有林と連携した施業

近畿中国森林管理局三重森林管理署(三重県^{かめやま}亀山市)の^{ごいりやに}悟入谷・^{このうらやま}古野裏山国有林(三重県いなべ市)に隣接する民有林では、木材の搬出等が可能な林道がなく、^{かせん}架線や長距離の森林作業道の開設が必要であった。こうした中、効率的な木材搬出を推進するため、平成28(2016)年7月、同署は、三重県・岐阜県の民有林(津水源林整備事務所、岐阜県森林公社及び^{かいづ}海津市太田自治会)との間に「悟入谷・古野裏山地域森林共同施業団地」を設定(765.77ha)した。その後も、隣接する民有林から協定参加者が増加し、令和2(2020)年度に団地面積は1,711.89haまで拡大した。

団地設定から令和元(2019)年度までの4年間で、国有林から民有林へ接続する路網の作設、国有林林道及び木材集積場(中間土場)を使用した大型トラックでの木材搬出を行い、国有林から約14,600㎡、民有林から約2,200㎡の素材生産が実現している。このうち、令和元(2019)年度には、民国双方の事業予定を綿密に調整し、民有林材と国有林材を協調して安定供給する民国連携システム販売を行い、バイオマス用(低質材)を含む国有林材2,532㎡、民有林材224㎡を木材加工流通事業者へ供給した。

令和3(2021)年度からの第2期協定期間(5年間)においても、協定関係者間で協議を行いながら、事業量の確保、木材の安定供給、連結路網の整備、協定者及び区域の拡大に向けた取組を推進していく。



悟入谷・古野裏山地域の森林共同施業団地全体図
(岐阜・三重県)



森林共同施業団地内での民有林材搬出の様子
(民国連携システム販売)

待されている。このため、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士（フォレスター）」等を系統的に育成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」の設置等により、市町村行政に対し「市町村森林整備計画」の策定とその達成に向けた支援等を行っている（事例Ⅳ－８）。

さらに、国有林野の多種多様なフィールドの提供を通じた研修等の開催により民有林の人材育成を支援するとともに、大学や林業大学校など林業従事者等の育成機関と連携して、森林・林業に関する技術指導に取り組んでいる。

（森林経営管理制度への貢献）

平成31（2019）年4月から運用を開始した森林経営管理制度が効率的に機能するよう、国有林野事

業においても積極的に貢献していく必要がある。このため、市町村が集積・集約した森林の経営管理を担うこととなる林業経営者に対する国有林野事業の受注機会の拡大へ配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理を行う森林の取扱手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与等に取り組むこととしている。また、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を市町村に提供することとしており、これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援することとしている。

（樹木採取権制度の創設）

令和元（2019）年6月、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律^{*8}」が成立し、令和2（2020）年4月から施行された。同法により、

事例Ⅳ－８ 県と連携した市町村等への技術支援

東北森林管理局は、秋田県と連携して平成25（2013）年に「秋田県フォレスター協議会」を設置するとともに、秋田県内の森林管理署等と秋田県の各地域振興局が流域ごとにフォレスターチームを編成し、市町村職員や林業事業者等の森林・林業関係者を技術面等から支援している。このうち「^{おものがわ}雄物川流域フォレスターチーム」では、地域の共通課題である伐採後の確実な更新に向けた支援として、令和2（2020）年9月、11月に湯沢市及び五^{ゆざわ}城目町^{じょうめまち}の民有林伐採跡地において、延べ48名を対象に、天然更新が期待できる条件や天然更新の完了の判定に必要なプロットの取り方、稚樹の種類の判別法、樹高の測定方法等の実習を行った。

また、同チームは、地域で需要が高まっている広葉樹の有効利用を促進するため、10月に民有林伐採現場において、伐倒した広葉樹の太さと曲がりから判断される最適な採材について現地検討会を開催し、11月には秋田市の木材流通センターにおいて、買い手が高く判断するポイントや出材された製品の欠点等について市場関係者からの講義を交えて意見交換を行い、延べ71名が参加した。

今後も、秋田県フォレスター協議会の連携体制の下で、国有林のフィールドや技術等を活かしながら市町村や林業事業者等への積極的な支援を行うこととしている。



天然更新完了判定講習会にて更新樹種の樹高を測定する様子



市場関係者から広葉樹材の買い手が高く評価するポイントの説明を受ける様子

*8 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）

森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するため、民間事業者が、国有林野の一定の区域において、一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」が創設された。

樹木採取権の設定を受けることにより、長期的な事業量の見通しが立ち、計画的な雇用や林業機械の導入が促進され、経営基盤の強化につながり、森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成が図られることが期待される。

（樹木採取権制度の概要）

同制度は、地域の林業経営者が対応可能な区域面積200～300ha程度を想定し、権利の存続期間は10年を基本に運用することとしている。樹木採取権の設定を受ける者は、都道府県の公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者又は同等の能力を有する者であること、川中・川下事業者と連携すること等を要件としており、樹木の対価である樹木料の額の多寡のほか、雇用の増大等の地域の産業の振興への寄与等を総合的に評価して選定することとしている。

樹木の採取に当たっては、一箇所当たりの伐採面積の上限や渓流沿いの保護樹帯の設置等、国有林の伐採ルールに則り、国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないこととしており、公益的機能の確保に支障を及ぼさない仕組みとしている。また、樹木採取権者がこれらに違反した場合は樹木採取権を取り消すことも可能としている。

一方、樹木の採取跡地における植栽については従来どおり国が確実に実施することとしているが、採取と植栽を一体的に行うことが効率的であるため、樹木採取権者が伐採と併せて植栽の作業を行う仕組みとしている（資料Ⅳ－12）。

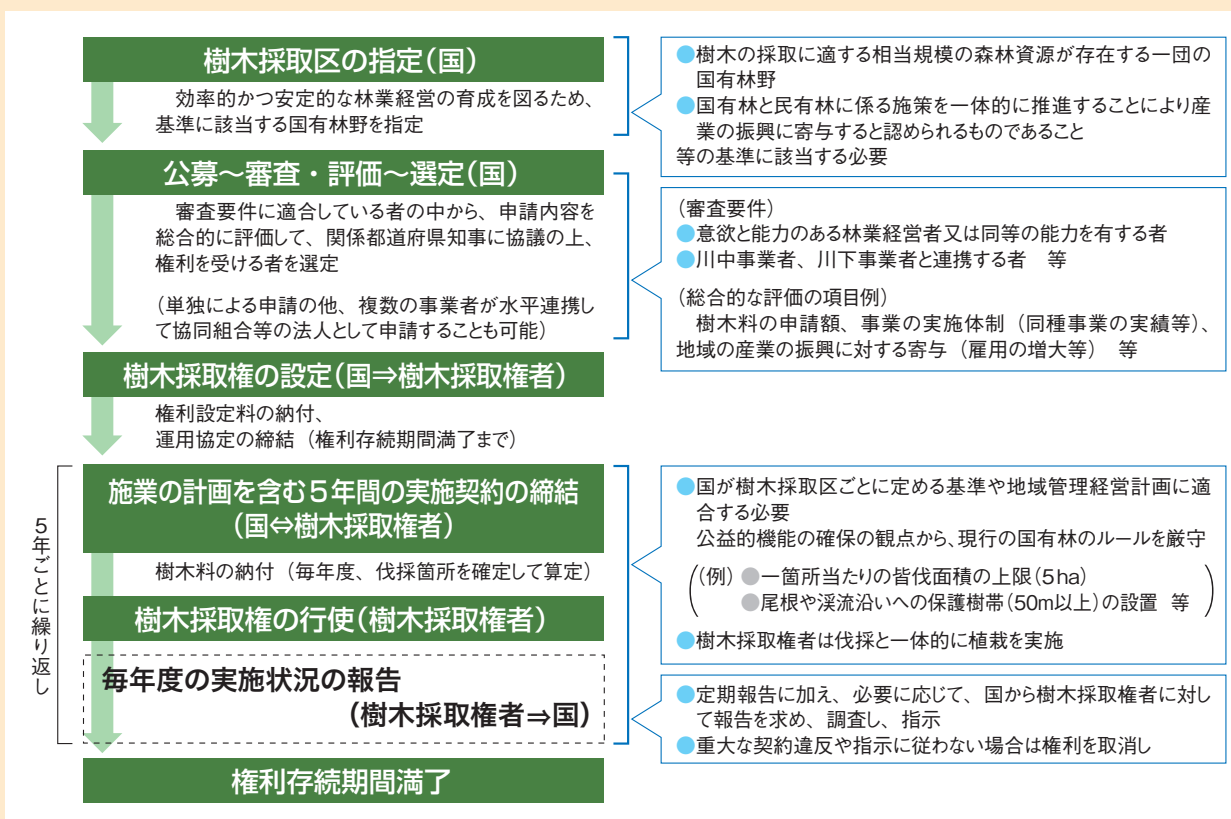
令和2（2020）年度はパイロット的な取組に向けた準備を行った。

（林産物の安定供給）

国有林野事業では、公益重視の管理経営の下で行われる施業によって得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。

国有林野事業から供給される木材は、国産材供給

資料Ⅳ－12 樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ



量の1割強を占めており、令和元(2019)年度の木材供給量は、立木によるものが170万㎡(丸太換算)、素材(丸太)によるものが262万㎡となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、林業事業体の計画的な実行体制の構築に資する国有林材を安定的に供給する、国有林材の安定供給システムによる販売(以下「システム販売」という。)を進めている。システム販売による丸太の販売量は増加傾向で推移しており、令和元(2019)年度には丸太の販売量全体の72%に当たる187万㎡となった(資料Ⅳ-13)。また、システム販売の実施に当たっては、民有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の1割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給を迅速かつ適確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に取り組むこととしている。新型コロナウイルス感染症による木材需給への影響に対しては、各森林管理局における国有林材供給調整検討委員会での意見を踏まえ、全ての森林管理局において、市場への木材供給量を絞り込む措置として立木販売の搬出期間の延長等の対策を実施した^{*9}。また、平成27(2015)年度から、全国7ブロックで開催されている「需給情報連絡協議会」に各森林管理局も参画

するなど、地域の木材価格や需要動向の適確な把握に努めている。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材を、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かして、供給している(事例Ⅳ-9)。

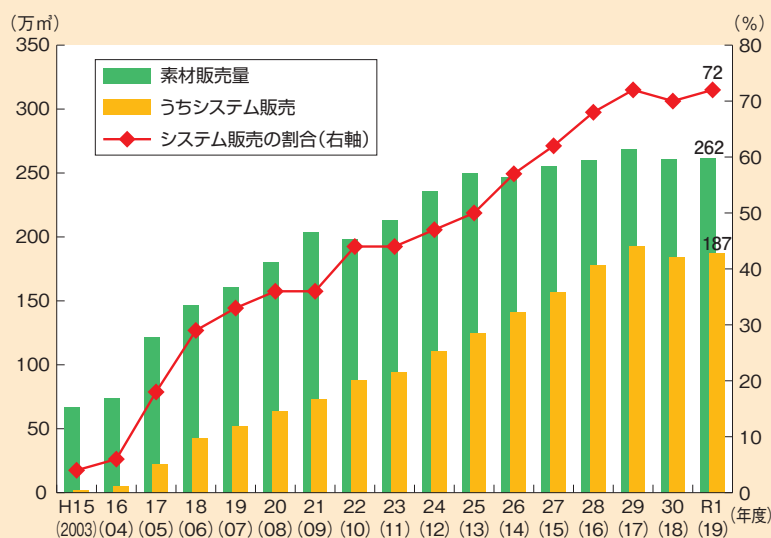
(3)「国民の森林^{もり}」としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林^{もり}」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興に貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

資料Ⅳ-13 国有林野からの素材販売量の推移



注：各年度末の値。
資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

*9 「新型コロナウイルス感染症による林業・木材産業への影響と対応」については、特集2(51-63ページ)を参照。

(ア)「国民の森林」^{もり}としての管理経営 (国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)

国有林野事業では、「国民の森林」^{もり}としての管理経営の推進と、その透明性の確保を図るため、事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に取り組んでいる。

また、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段

階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組による双方向の情報受発信を推進している。

さらに、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、令和2(2020)年4月現在、全国で373名が登録している。

このほか、ホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取

事例Ⅳ－9 木材市場と連携した特殊な寸法や品質の木材の供給

公共建築物や神社仏閣等の建設には、一般的に流通していない特殊な寸法や品質の丸太が必要になることがあるものの、このような丸太は一般に流通しておらず、木材市場でも容易に調達できない状況にある。一方、中部森林管理局管内では、高齢級の人工林が充実しつつあり、大径材や長尺材などの特殊な需要に応じた丸太の潜在的な供給力が高まっている。

こうした背景から、中部森林管理局では、令和2(2020)年5月から、局管内の高齢級人工林資源を活かし、特殊な丸太の需要に応じるための新たな仕組みを設けた。

具体的には、同局は、特殊な寸法や品質の丸太を必要とする事業者からの相談があり、求められる丸太が同局の人工林から供給可能な場合には、木材市場を通じて販売することとしており、令和2(2020)年度においては、公共施設の建設に必要となるヒノキを、同局管内の高齢級人工林より47m³供給している。



土場に^{はいづみ}極積された、ヒノキ長尺材の様子



主な用途は大規模木造建築物の^{はり}梁や^{けた}桁としての利用

木材市場と連携した取組の流れ

- ① 特殊な寸法や品質の木材が必要な建築及び木材関係の事業者が、各森林管理署又は木材市場※に相談（※令和2(2020)年度において中部森林管理局販売業務を委託することができる問屋業者）
- ② 相談を受けた木材市場は、中部森林管理局に販売の申し込みを行う
- ③ 中部森林管理局は、管内の事業地からカラマツ・ヒノキ・スギなどの人工林からの供給が可能かどうかを調べ、供給可能な場合には、木材市場を通じて特殊な寸法や品質の丸太を販売する

り組んでいる。

（森林環境教育の推進）

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる（事例Ⅳ－10）。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。令和元（2019）年度末現在、154か所で協定が締結されており、地域の地方公共団体、NPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

また、環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援するため、教職員やボランティアのリーダー等に対する技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に取り組んでいる。

（地域やNPO等との連携）

国有林野事業では、国民参加の森林づくりの推進

のため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールド提供のほか、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術指導や助言及び講師の派遣等の支援に取り組んでいる。

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15（2003）年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の協働により、生物多様性の復元と持続可能な地域づくりを目指した森林管理を実施している。

また、自ら森林づくりを行うことを希望するNPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定しており、令和

事例Ⅳ－10 「山の日」記念イベントで森林散策のバーチャル体験を実施

近畿中国森林管理局では、ウィズコロナ下に対応した新たな森林とのふれあい体験ツールとして、VR（バーチャル・リアリティ）技術を用いた森林散策が可能となるデジタルコンテンツの提供を開始した。

同森林管理局が令和2（2020）年8月に開催した国民の祝日「山の日」を記念するイベントにおいて、家族連れを中心とした一般参加者を対象に「VR森林散策」等を実施した。参加者は、自身のスマートフォンや会場のスクリーンに映し出されるVR動画を通じて、箕面国有林（大阪府箕面市）の大ケヤキやニホンザル、大悲山国有林（京都府京都市）にある日本一の樹高を誇る「花脊の三本杉」を3Dで体験し、都市に居ながら、普段気軽に目にすることができない貴重な自然景観を身近に感じる感覚を味わった。

VR技術の活用により、時と場所を選ばずに、森林・林業への理解を深める機会を広く提供できるため、同局は引き続き、様々な森林空間を題材にしたVR動画の配信に取り組むこととしている。

<近畿中国森林管理局 VR森林散策配信>



<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/sitasimou/vr/index.html>



VR動画を視聴する様子
（スクリーンに映る動画は、タブレットやVRゴーグルの動きに合わせて映像が360度動く）

元(2019)年度末現在、全国で131か所が設定されている。

このほか、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロール、美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和元(2019)年度末現在、全国でそれぞれ180か所、78か所が設定されている。さらに、国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している(資料Ⅳ-14)。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱の森」等がある。

「木の文化を支える森」は、令和元(2019)年度末現在、全国で合計24か所が設定されており、地域の地方公共団体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められている。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や、契約者が費用の一部を負担して国が森林を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。令和元(2019)年度末現在の設定面積は、分収造林で約10.2万ha、分収育林で約1.2万haとなっている^{*10}。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、10年から20年程度契約を延長することも可能としている。

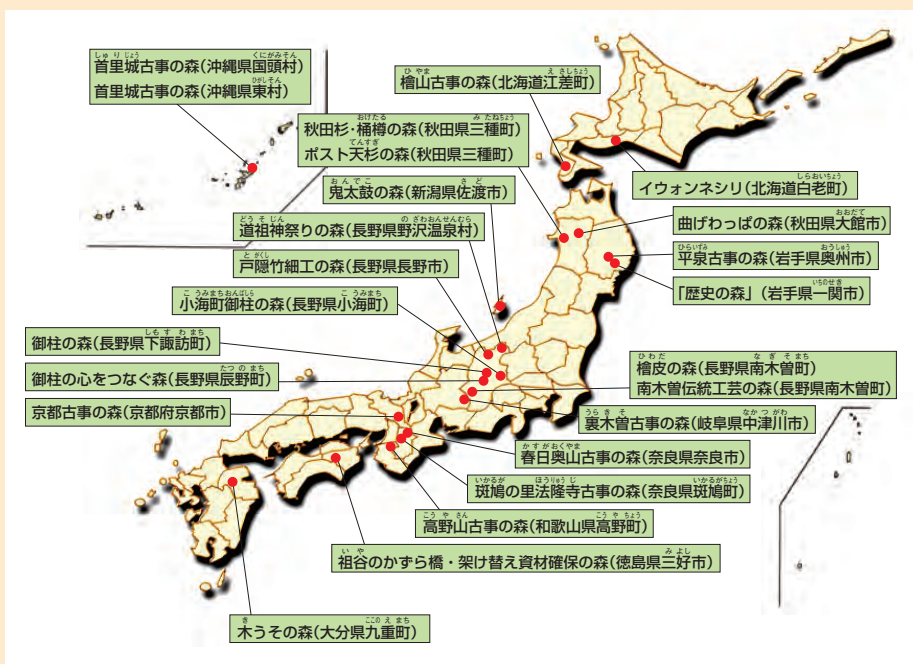
また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。令和元(2019)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は472か所、設定面積は約2.3千haとなっている。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。令和元(2019)年度末現在の貸付面積は約7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49%、農地や採草放牧地が14%を占めている。

資料Ⅳ-14 全国の「木の文化を支える森」



注：令和元(2019)年度末現在のデータである。
資料：林野庁経営企画課作成。

*10 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

このうち、公益事業用の施設用地については、「FIT制度^{*11}」に基づき経済産業省から発電事業の認定を受けた事業者も貸付対象としており、令和元(2019)年度末現在で約311haの貸付けを行っている。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取、地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採、山菜やきのこ類の採取等を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。これらに加えて、平成31(2019)年4月に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律^{*12}」に基づき、アイ

ヌ文化の振興等に必要な林産物の採取を行う新たな共用林野の設定をしている(事例Ⅳ-11)。共用林野の設定面積は、令和元(2019)年度末現在で、117万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、住民福祉の向上等に必要な森林、苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。令和元(2019)年度には、ダム用地や道路用地等として、計194haの売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和2(2020)年4月現在、全国で620か所、約27万haを「自然休養林」、「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料Ⅳ-15)。令和元(2019)年度には、「レクリエー

事例Ⅳ-11 アイヌ文化の振興等のための共用林野設定の取組

令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)により、共用林野制度を活用して国有林野からアイヌ文化の振興等に利用する林産物を採取することが可能になった。

令和2(2020)年7月、北海道森林管理局日高南部森林管理署(北海道新ひだか町)では、本制度を用いた初の共用林野の契約を新ひだか町と締結した。

これまで地元のアイヌ関連団体は、アイヌの祭具である「イナウ」の材料となるヤナギを河川敷などにおいて採取してきたが、近年、資源が減少傾向にあった。こうした中、この契約により、約1,000haの国有林野から毎年ヤナギの枝600本の採取が可能となり、今後は祭具の材料を国有林野から安定的に採取できることが期待できるとの評価を得ている。

北海道森林管理局では、引き続きアイヌ文化の振興等に寄与するため、共用林野制度の活用を含めた国有林野の活用支援等を行っていくこととしている。



新ひだか町と日高南部森林管理署との契約締結の様子



(左)イナウ(アイヌの祭具)と(右)材料となるヤナギ

*11 FIT制度については、第Ⅲ章第2節(3)189-190ページを参照。

*12 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)

ションの森」において、延べ約1.3億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「「レクリエーションの森」管理運営協議会」を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理運営を行っている。

管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「「レクリエーションの森」管理運営協議会」との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、令和元(2019)年度末現在、全国11か所の「レクリエーションの森」において、延べ18の企業等がサポーターとなっている。

（観光資源としての活用の推進）

平成29(2017)年4月、観光資源としての潜在的魅力がある「レクリエーションの森」を「日本美しい森 お薦め国有林」として全国で93か所選定した^{*13}（資料Ⅳ－16）。これらについては、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、標識類等の

多言語化、施設整備等の重点的な環境整備やウェブサイト等による情報発信の強化に取り組んでいる（事例Ⅳ－12）。令和3（2021）年3月には全国3か所の「日本美しい森 お薦め国有林」について、

資料Ⅳ－16 「日本美しい森 お薦め国有林」の例



森林管理局	箇所数	代表例
北海道	20	ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼
東北	11	白神山地・暗門の滝、焼走り、温身平
関東	15	奥久慈、野反、高尾山
中部	10	戸隠・大峰、駒ヶ岳、赤沢、御岳
近畿中国	20	安宅林、近江湖南アルプス、嵐山、高取山
四国	5	剣山、工石山、千本山
九州	12	くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島

注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。

資料：林野庁経営企画課作成。
「日本美しい森 お薦め国有林」のホームページのQRコード」



資料Ⅳ－15 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積 (千ha)	利用者数 (百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	83	95	11	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	92	24	14	白神山地・暗門の滝(青森)、ブナ平(福島)、金華山(岐阜)
風景林	170	87	74	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	28	3	3	御池(福島)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	167	50	17	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	80	14	8	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原(佐賀)
合 計	620	273	127	

注1：箇所数及び面積は、令和2（2020）年4月1日現在の数値であり、利用者数は令和元（2019）年度の参考値である。

2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「令和元年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*13 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4（8-9ページ）を参照。

魅力を伝える動画を農林水産省公式YouTubeチャンネル及びホームページで公開したほか、それぞれの「日本美しの森 お薦め国有林」における四季折々の姿や地元のイベント等を最新情報として紹介するなど魅力の発信に取り組んだ^{*14}。

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に当たって、森林管理局や森林管理署等では、地域に密着した国の出先機関として地域の期待に応えるため、震災直後には、ヘリコプターによる現地調査、担当官の派遣、支援物資の搬送等を行ったほか、10年にわたり様々な取組を行ってきた。

中でも海岸防災林の再生については、国有林における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林

においても民有林直轄治山事業等により復旧に取り組んできたほか、海岸防災林の復旧工事に必要な資材として使用される木材について、国有林野からの供給も行ってきた。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、平成23(2011)年度から福島県内の国有林野において環境放射線モニタリングを実施し、その結果を市町村等に提供しているほか、森林除染に関する知見の集積、林業再生等のための実証事業、国有林野からの安全なきのこ原木の供給等の支援を行った。さらに、環境省や市町村等に対して、除去土壌等の仮置場用地として国有林野の無償貸付け等を実施しており、令和2(2020)年9月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県19か所で計約68haの国有林野が仮

事例Ⅳ－12 地域と連携した「日本美しの森 お薦め国有林」における景観保全の取組

「日本美しの森 お薦め国有林」の田代原風致探勝林を含む奥雲仙田代原地域では、以前、一帯の放牧地及びその周辺で、鮮やかなピンク色の花を咲かせるミヤマキリシマが多くの観光客を楽しませていたが、近年の放牧地減少に伴い、他の樹木が生育地を広げたため、ミヤマキリシマの群落が減少していた。

この状況を打開するため、平成17年(2005)年に地元有志による「NPO法人奥雲仙の自然を守る会」が設立され、以来、令和2(2020)年度まで毎年度、ミヤマキリシマの生育に支障となる樹木の除去等、ミヤマキリシマの保全活動が継続して行われている。

長崎森林管理署(長崎県諫早市)は、この保全活動により復活したミヤマキリシマを多くの方に楽しんでもらうため、同NPO法人をはじめとした地域関係者と連携し国有林野内の整備を行っている。平成30(2018)年度からは、これらの地域関係者と調整を行いながら、利用者等の要望を踏まえ、眺望を確保するための修景伐採に取り組んでおり、令和2(2020)年度に同風致探勝林内を横断する県道沿いにおいて実施したことで、ミヤマキリシマを車中からも見るできるようになった。同署は今後も地域と連携しながら美しい景観の維持に努めていくこととしている。



奥雲仙の自然を守る会による整備の様子



地元小学生によるミヤマキリシマの手入れの様子

*14 民有林を含めた森林を観光資源として活用する取組については、第Ⅱ章第3節(2)149-150ページを参照。

置場用地として利用されている。

なお、避難指示解除区域における森林整備事業の再開が可能な地域については、森林事務所を再開し、事業に本格的に着手している。今後も、避難指示解除区域における森林整備や木材生産を着実に実施していくこととしている^{*15}。

*15 「平成30年度森林及び林業の動向」第Ⅴ章第2節(3)のコラム(238ページ)を参照。

